

子どもたちのすこやかな発達を保障するための

## 養護教諭の定数増を求める要求署名

取扱団体 全日本教職員組合

学校保健安全法（2009 年施行）には、養護教諭の必要性と役割が明記されていますが、いまだに養護教諭が未配置の学校があります。

不登校、いじめ、自殺、暴力行為など子どもたちが抱える問題は、年々増加し重要な課題となっています。また、貧困、虐待、ヤングケアラーなど子どもたちをとりまく状況は、依然として深刻です。私たち養護教諭は、子どもたちの心とからだを丁寧に見ていく必要があります、求められる責任も一層重くなっています。

子どもたちに「人間らしく成長・発達してほしい」というのは、すべての大人の願いです。子どもたちの「からだと心の健康」を保障するためには、養護教諭の全校配置は必須であり、子どもの様子を把握し、一人ひとりに寄り添った対応をするためには、児童生徒数 300 人に対し 1 人の養護教諭を配置することが必要だと私たちは考えます。

養護教諭の大幅定数増を盛り込んだ新たな定数改善計画を策定し、全校・全課程配置、複数配置を拡大するよう、次の事項を国の責任において実施することを強く求めます。

## 《要求項目》

- 幼稚園・小学校・中学校（夜間を含む）・高等学校（定時制・通信制・分校・単位制を含む）・特別支援学校への養護教諭の全校（分校・分教室を含む）・全国配置を早急に実現すること。
- 現行の複数配置基準（小学校 85 人、中学校、高校 80 人、特別支援学校 6 人以上）を「子どもの顔が見えて、名前がわかる」300 人以上に引き下げること。特別支援学校は学部ごとに 1 人以上配置すること。
- 学校教育法附則第 7 条（小学校、中学校及び中等教育学校には、第 37 条、第 49 条、第 69 条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる）を削除すること。
- 災害時などの緊急事態発生時の学校には速やかに複数配置すること。
- 各都道府県の大学に養護教諭の 4 年制養成課程・修士課程を設置するよう要請すること。

氏名	住所

\*この署名の住所、氏名は目的以外の使用はしません。

\*同一住所の場合も、同上とせずご記入ください。